# 1 議 事 日 程(第3号)

(令和元年第5回久山町議会12月定例会)

令和元年12月10日 午前9時30分開会 於 議 場

# 日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	Щ	野	久	生	2番	清	永	義	弘
3番	有	田	行	彦	4番	佐	伯	勝	宣
5番	松	本	世	頭	6番	本	田		光
7番	阳	部		哲	8番	只	松	秀	喜
9番	久	芳	正	司	10番	阿	部	文	俊

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 会議録署名議員

1番 山野久生

2番 清 永 義 弘

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長 久 芳 菊 司 副 町 長 佐 伯 久 雄 教 育 長 安部正俊 総務課長 安 倍 達 也 松原哲二 健康課長 國 嵜 和 幸 会計管理者 上下水道課長 原之園 修 司 教育課長 森 裕子 町民生活課長 矢 山 良 寛 税務課長 佐々木 信 一 産業振興課長 久 芳 義 則 魅力づくり推進課長 川上克彦 福祉課長 稲永みき 財政課長 久 芳 浩 二 都市整備課長 井 上 英 貴

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 中 原 三千代

議会事務局書記 篠原正継

### ── 令和元年第5回12月定例会 ──

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 開議 午前9時30分

○議長(阿部文俊君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 一般質問

○議長(阿部文俊君) 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を採用しております。

順番に発言を許可します。

6番本田光議員。

本田議員。

○6番(本田 光君) まず、久山町上久原土地区画整理事業について、それから次に約11億円、町総合運動公園スポーツゾーン(サッカー場・野球場等々)推進事業は中止をと、これは先送りというふうになっておりますけども、順番にちょっと質問いたします。

まず最初に、久山町上久原区画整理事業について質問いたします。

一つには、未施工個所とその概算要求額は幾らなのかと。それから、二つ目には、未施工個所がなぜ今になってわかったのかと。三つ目には、福岡県は、同区画整理事業には国、県の補助金は一切つかないと県は言われております。従って、同組合とコンサルタント会社、久山町の3者間でどんな協議をされているのかという質問を9月議会で行いました。これに対して町長は、これは町の事業ではないので私がこの場で内容について言うべきではないと思っていると。今ごろになって未工事個所が出てきたのは、コンサルタント会社の職員が会社内での事情で退職されており、本人がいないから不明なところがある。今、組合として、現在の未工事個所の要望が上がっている土地については、組合が判断する作業になっているというふうに答弁されました。その後、10月に同組合とコンサルタント会社、久山町、町長も参加されたというふうに聞いておりますけども、どんな協議をされたのか、まず最初にお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 上久原区画整理の件については、先の9月議会でも申し上げたとおりでございます。現在、上久原土地区画整理事業では、ちょっと今触れられました、組合がすべての業務を委託してるコンサル会社の社員の方、その方がずっと上久原の土地区画整理の担当をされている職員でしたが、この職員が、会社の都合というよりも本人の不祥事

といいますか、現在行方がわからないというところで、組合にとっても非常に予期せぬ出来事が発生したということで、そういった中で、当然ながら企画センターのほうからも、そのかわりとなる職員を派遣しての事務作業を今現在進めておられるところですけれども、現状では、その結果、本来ならばすべて完了しておくべきところですけれども、組合の報告によると、未成個所が数カ所出てきてるという、そういう報告を受けてます。県のほうには既に完了という報告を出してるわけですから、事業としても登記まで終わってるわけですから、国、県の新たなそういう補助金がないというのは、県のおっしゃるとおりだと思います。

ですから、今現状では、その未成個所というのをしっかりまず組合が把握し、その未成 個所の事業費がどのぐらいになるのかというのを出して、それを契約者であるコンサルと の話を進めていく段階だと思います。

それで、双方ともお互いにその言い分というのを出し合ってる状況でありましたので、このままでは進まない状況にありますので、町としては双方に、まず組合が組合としてなすべき仕事をしっかりやって、未施工となってる原因をきちっと出し、それからまた金額も出して、そしてコンサルのほうは責任をきちっと果たしなさいという形で、今調整を町としてはしたところでございます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今町長が説明されましたけども、コンサル会社の人がいつの間にかいなくなったと。これじゃあ困るわけですね。実際、組合と、3者で先ほどどういう協議をされたかと、10月に、いうことを聞きましたけども、これについてはあまり具体的な答弁がありませんでした。

実際、未成個所、この工事個所が何カ所ぐらいおおよそあるのか。もう3カ月ぐらいたってますから、ある程度つかんであるんじゃないかと。それと同時に、これをどういうふうに終止符をつけていくかという関係は、この3者間でお互いに腹を出し合ってきちんと対応しないとなかなかこの問題は解決しないというふうに思いますが、町長のつかんである範囲を答弁願いたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 中身については、私がその組合事業のことをここでさらすというのはちょっとどうかなと思いますが、かなりといいますか、個所数としては今、組合の方から要望を出されたという案件ですので、それはどこまでが本当の未成個所かというのをまだ組合もしっかり出されてませんので、そのことはちょっと私は差し控えますけども、いずれにしても、それは組合がきちっと未成個所を、いわゆる事業計画としてきたものに対す

る未成個所があるのかないのかというのをはっきり出すべきだろうと思ってます。

3者間でというよりも、この事業は土地区画整理組合の事業ですから、組合と委託を受けたコンサルが責任を持ってるわけですよね。だから、そこをきちっとやんなさいということを町は指導してるわけです。今はまだ3者間でその事業をどうするかということを、町として入る立場じゃない。ただ、今私が指導してるのは、組合とコンサルに、それぞれ主張が食い違ってるから、その辺の調整を町はやる必要があるなということで今指導してるところでございます。先ほども言いましたように、事業の内容については、組合がしっかり精査して結論を出して、相手のコンサルのほうにその主張を言うべきであって、そこをしないまま町に何とかしてくれと言われても、それはちょっと町が入る問題ではないから、役員さんにはきちっとその作業をしてくださいということを今指導してるわけでございます。3者間で協議するという問題じゃなくて、まずは組合とコンサルのほうがしっかり問題を明確にすべきではないかなと私は思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 私が聞いてるのは、9月で一般質問をさせてもらいました。そして、 10月に入って、組合とコンサル会社と町と。町というのは、町長も参加されたと。ここで 大体どういう話が……

(町長久芳菊司君「いや、今言ったとおりです」と呼ぶ)

されたのかなと。それが今一つすきっとしないから聞いたわけです。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 何がすっきりしないのか、ちょっとよく私にはわからないんですけど ね。

今言ったとおり、町がかかわる事業ならば3者で協議しますけれども、事業の中身については、先ほど言った未成個所がどうなのかというのはしますけども。事業は組合事業ですから、今その組合事業がまだ完成に至ってないということだから、完成に至ってない部分は何なのか。資金が不足するなら、その不足する原因となったものは、どこにその責任所在があるのかというのをしっかり出しなさいということを、その両者に。今、両者間ではなかなか進まないんですよ、お互いに言い分が違って。だから、そこを調整するのが町の今の仕事だなと思ってます。そういう協議をいたしました。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今一つわかりにくいところです。

これは組合事業だから、それは確かに。しかし、町も一組合員という。そして、この中には、組合員の方は、所有権、また借地権者、合わせますと208名近くいらっしゃるわけ

ですね。ですから、この208名の人たちに広く本当にこの組合が全体的な説明をされておるだろうかという心配があります。そういう指導、監督の権限というのは一定。かつて、 僕は勧告しませんかという言葉を使ったことがあったんですが、これは知事と自治体の首長しかないわけですね、勧告する場合は。そういう関係は一切なかったのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) これは組合施行による区画整理ですから、この所管は指導、監督は福岡県になります。町も負担金として県のほうに納め、国も県に納めて、それが組合のほうに行って、組合施行ですから、組合を管理、監督は県が行う事業ということがまず一つですね。

ただ、久山町の上久原の区画整理事業というのは、ご存知だと思いますけれども、発端は久山町の集落地域整備法による上久原集落の環境整備ということで町も一緒にスタートした事業ですから、いわゆるまちづくりとして、町が何もかかわりありませんよという事業ではないことは確かです。

ただ、組合施行の立ち上げとか、そういうときには、だから町も一緒にずっと進めてきました。だけど、事業をスタートしてからは、今言ったような組合施行事業になりますので、組合が法人として今施行をしてるわけですから、事業の完成については組合が責任を持ってもらわないかん。そのバックアップするのは、当然町もそういう意味ではバックアップしていかないかんけれども、なすべきことはきちっと組合の理事さんを中心とした形でやって。ただ、今そこがまだできてない状況にあるから、町として県ともご相談しながら今指導をしてる状況であります。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 上久原集落整備地区計画というのが、これは相当古いのがあります。これを見たら、もう大体そこの集落整備法というのが見えてきます。それと同時に、今日まで来た結果ですね、これは、もう次に入りますけども、私が入手した資料では、期間延長前の久山町上久原土地区画整理事業についてでありますけども、施行者は久山町上久原土地区画整理組合。それから、施行面積は31万7,805.46㎡。施行期間が昭和63年度から平成26年度。補助期間が平成元年度から平成25年度。⑤に書いてますが、事業総額が17億3,100万円。これは事業計画ベースということになっております。町が支出した負担金、助成金が4億107万3,000円。このコンサルタント料が5億1,080万円。この内訳としては、調査設計費が4億1,000万円。また、施工管理費1億80万円。これは、情報公開、開示請求した分の一部が、ちょうどこの施工管理費は合います。こうした、この期間に町が

支出した金額、このコンサルタント料は事実なのかどうか、このコンサルタント料はどこの誰に支払われたのかという点をお尋ねしたいと思いますが、町長がつかんである範囲を 答弁願いたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 大体、言われた金額は今おっしゃったとおりですけども、そのほかにも若干ありますので、内容については都市整備課長に説明をさせたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(井上英貴君) それでは、お答えさせていただきます。

ご質問いただきました上久原土地区画整理事業の第7回認可変更、これにおきます、町 のほうで把握させていただいております数字のほうをお知らせさせていただきます。

町から上久原土地区画整理組合に対しましての補助金につきましては、期間が平成26年までとおっしゃいましたけれども、第7回変更においては平成25年度までとなっております。また、国庫補助金に関連します町費につきましては3億7,377万3,000円。そして、町単独の補助金としましては2,730万円。合計が、先ほどおっしゃられました4億107万3,000円でございます。

しかしながら、事業当初にですけれども、県助成金の関連としまして、県と町とがお金を出し合いまして、立ち上げに関して使用しました町からの費用が1,290万円がありまして、それを合計しますと4億1,397万3,000円となります。

当初のこの県の助成金関連ですけれども、平成の当初に支出しておりますお金で、これにつきましては、かなり古うございますので記録等ございませんけれども、認可申請等、図面をかいたり、そういう部分での使用ではないかというふうに推測してるとこでございます。

それと、その次に調査設計費が先ほどお示しされましたけれども、事業計画においては、ご指摘いただきましたとおり、4億1,000万円が計上されております。

しかしながら、事業計画の中では施設管理費という項目は記載されておりませんので、 先ほど言われましたコンサルタント料、それと施設管理費等につきましては、最終的な金 額は町のほうでは把握してないということでございます。

なお、支出先等につきましては、町のほうでの記録等は、組合事業となりますので、記録等はございませんので、お答えできないということになります。

以上でございます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) この入手した資料関係と大体ほぼ一致するというふうに考えます。

同時に、大体このコンサルタント料が実際一体誰に支払われたのかと。これはもう、公金も含んでるわけですから当然言えるはずですね。それが言えないということは、あくまでも個人情報がというふうなことじゃないと思います。これは町の関係で当然言えるはずと思いますが、そこはどうでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) これ、支払いは区画整理組合が支出先に払ってるから、町のほうにはないということでございます。
- ○町長(久芳菊司君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 大体、コンサルタント料は最初から当初の会社じゃないかというふう に思います。後に別のコンサル会社が変わるはずがないですもんね。ですから、そこらあ たりは紛れもない事実じゃないかというふうに思います。

次に入ります。

平成元年5月8日、同組合と町が取り交わしてる上久原土地区画整理事業の実施に関す る協定書、この協定書は、9月議会のときにも有田議員、そして僕に対しても、有効であ るというふうにおっしゃいました。この関係を見ますと、上久原土地区画整理事業の実施 に関する協定書、5月8日、この第1条から2条、そして3条、4条というふうになって おりますけども、これはいちいち読み上げませんけども、大体この内容は事業の事務の援 助が主であって、第3条でも乙、これは、乙は町ですね、甲が同組合、要請に基づき事業 遂行のための技術援助もしくは応援、その他事業に必要な援助を行うというふうに述べら れております。今後とも町による補助金支出うんぬんの定義は全くありません。そうした 関係から、何か補助金を支出するうわさも聞きますけども、そういう定義は全くないと言 うですね、ことが一つ。それからまた、平成30年7月23日、コンサルタント会社と同組合 が取り交わされてる久山町の上久原土地区画整理事業の完成まで必要な負担に関する覚書 というのがあります。その覚書を見ても、この中に都市企画センター(株)という、久山 町上久原区画整理事業組合は、土地区画整理事業の完成まで必要な費用の負担について次 のとおり取り決めをすると。第1条には、甲は乙に対して、久山町上久原土地区画整理事 業の完成までに必要な費用を負担するとともに、乙に損失が生じた場合はその補てんを行 うものとすると。第2条には、前条に定める費用以外に必要な費用は甲乙協議の上に別に 定めると。これはひょっとしたら限定的に一部の地域を指してあるんじゃないかとは思い ますけども。そうした関係から、前段のいわゆる協定書、あるいはまたそういう覚書等あ たり、協定書には一切定義がないというのは、町長、どう思われます。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) ちょっとよくわからなかったんですけど。協定書というのは、最初の協定書ということですか。

(6番本田 光君「あのそうです。最初の協定書。5月8 日。」と呼ぶ)

それに。

(6番本田 光君「そしたら、もう一回言いましょう」と呼ぶ)

- ○議長(阿部文俊君) 短く言ってください。わかりやすく。
- ○6番(本田 光君) 大体短く言ってるつもりです。

この最初の5月8日の協定書ですね。これは町長もずっと目を通されとるんじゃないか と思いますが、これには町の補助金等あたりの、そういう定義が全く書かれてないという ことなのかどうかと、まず最初に。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今ちょっと手元にないんですけど、それにその補助金とかいう。それ に書いてあるとおりですよ、要するに。

(6番本田 光君「そう、そう、そう」と呼ぶ)

はい。それ以外はないです。もうまさにそれが協定書でしょうから。

最初の協定書は、いわゆるまだ組合がしっかり事業をスタートするまでの間、そういう 技術支援とか、町の財政的な支援もやってますし、実際、そういう形で進めていきますよ ということで協定を結んだのが5月8日の分だと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今町長も言われましたように、技術の援助、あるいはまた、そうした ノウハウの援助だけであってですね。

(町長久芳菊司君「いや、そこに書いてあるとおりです」と 呼ぶ)

そのとおりですよね。私もそういうふうにとらえてますから。

もう一度、今後とも町による補助金、支援のうんぬんの定義は全くないというふうにと らえていいですかね。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) その協定書のことを言ってあるなら、それはその協定の関係でありますけども。今ですね、何がおっしゃりたいのかよくわからないんですけれども、今まだ完了までに至ってない中で、解決のまだ作業を進めてる段階ですから、何とも言える状況に

はないと思います。ただ、組合としても予想もできないような突発的な事件が起きたということは確かだろうと思いますし、そういうのを全体を含めて、先ほど言いましたように、町としても、じゃあ全く知りませんよという状況ではいけないと思いますしね。久山町の集落整備法、国の代表となるような整備法をモデルとなって、田園居住区整備事業の一つとして町がモデル事業としてあの地域で計画した事業ですからね。やるのは組合という形になってますけども、当然町としてもそれをバックアップしていくのは責務だと思ってますので。その責務の状況がどういう状態なのかは、それはもうこれからはっきりそういう形が出てきた段階でまた協議をすべきだろうと思ってます。今の段階で、町はもう一切何もしないのかどうかとかいうのを私に求めるのはどうかなと思いますよ。

この区画整理事業の町に対する効果というのは、もう皆さんもおわかりのように、大きな効果を現在もう既に生んでるわけですから、それはそれできちっと理解してあげて、通常の中で計画通りいかなかったというよりも、今そういう一つの事件という形になってるわけですから、組合の人たち側としても非常に苦労されてるわけですからね。ただ、それをきちっと完了させるのがまずは第一目的だろうと思いますので、そこはしっかりわれわれも指導しながら見守っていきたいなと思っています。

○議長(阿部文俊君) 町長、発言するときは手を挙げて言ってくださいね。

(町長久芳菊司君「今」と呼ぶ)

いや、今は挙げましたけど、その前と前と2回ほど直接話がありましたので注意します。

(町長久芳菊司君「すみません」と呼ぶ)

本田議員。

○6番(本田 光君) 土地区画整理法の123条あたりには明確にうたっておるわけですね。 市町村長は個人施行者、あるいはまた組合施行者、そうした区画整理事業に対していろん な必要な援助、勧告ができるというですね。ですから、指導、監督というのは一定はでき るということですよね。

それと同時に、次に入りますけども、上久原土地区画整理事業組合の施行期間はあと1年3カ月余となりました。今ごろになってこの未施工個所が出てきたのは、コンサルタント会社の職員が会社の事情で退職されており、本人がいないから不明なところがあるというふうに町長はおっしゃいますけども、もし私がそこの会社の社長だったら刑事告訴でもするような考えを持ってます。いないから不明なところがあると。であれば、実際、その人がいなかったらどこが未施工個所なのかというのがわからないということでは困るわけですね。そのくらいの構えがあってしかるべきじゃなかろうかというふうに思います。同

会社のS氏のミスは、私は会社のミスではないかというふうに思います。

ですから、どこまでが本当にその人によって未施工個所が出てきたのか、そこをきちんと精査しないとなかなか容易じゃないというふうに思います。ですから、組合と十分そこらあたりは、担当課長も会議には出席されたり、あるいはまた町長もたまには、いろんな組合の意見を聞かれたりしとるんでしょうから、当然おわかりだというふうに思いますけれども、そこらあたりを十分把握すると。先ほどの208名の地権者の人たちに徹底した情報の公開とかですね。後になって、俺はそういうことは聞いとらんばいというふうにもしも組合員の人が言われた場合、それは意見の相違によっていろんな争いになる可能性がある。全国の例から見てもあるわけですね。ですから、そこらあたりをはっきりとする必要があるんじゃないかというふうに思います。

同事業に、同組合の未施工個所の事業財源については、施行者自らの最大の努力で収支 改善されるのは当然だというふうに思います。これは組合がすることかもしれませんが、 どうしてもこの財源が足りないという場合には、賦課金、あるいはまたそういう等々も考 えられるわけですね。ですから、あくまでも、町も一定の最終的な援助をしなければなら ない点があるかもしれません。しかし、そういう場合は、法にのっとって、この規則集等 あたりを作らなければならんような一文もありますが、町長はそこらあたりはどういうふ うに考えられとるか、その点をお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今の段階でそこまで動きようがないと思ってますので、まずはきちっとやるべきことを組合はやっていただいて、都市企画センターとの問題をしっかり片付ける。その中で、今おっしゃってるような懸念されることがもしかすると出るかもしれませんですね。そういうときには、また議会のほうにもお諮りをしたいと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) いろんな点から、角度から見て、また組合員のところからも情報を得た関係から見ましても、この会社のミスというのはやはり会社のミスだと。例えば、会社の社員が、極端に言えば会社の金を使い込んだといえば、これは会社のトップが責任になってくるんですよね。それと同時に、いろんな形で出てきます。ですから、そうした関係を、本人を呼ばなければなかなかわからないという場合にどうするかという点では、本来だったら、僕が社長だったら刑事告訴するというふうにさっき言いましたが、そのぐらいの構えがないとなかなか解決するには容易じゃないんじゃないかと。あくまでも組合施行だから組合施行だからとおっしゃるけども、そこらあたり、組合とも十分協議をしてもらって、会社にもきちんと物を言うところは物を言うという、そういう姿勢がぜひ必要じゃ

ないかと。町長の所見で結構ですが、答えていただきたいと。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) まず、法的な措置、今おっしゃってる、これは、町が直接の当事者であり得ないので、組合に対して、組合が訴えるのか、会社がその者を、個人を訴えるのか、そういう問題もあるし、それはもう組合が判断してもらわないかんけれども。おっしゃるように、組合としては、いわゆる業務についてはコンサルに委託契約してるわけですから、私は大半は恐らく会社が法的には責任負担が大きいと思います。ただ、組合も、いろんな決定をしていくときには、組合側としての組合の判断で決定をしていく作業があるわけですから、これをきちっと組合もやっとかないかん。だから、組合は組合として、先ほど言ったように、未施工となってるのが、どういう形になって、その原因としてあるのかというのは、これは組合がきちっと出して、そしてそれで最終的に法的な場で争うなら争わないと。それで、今、組合のほうも弁護士さんに依頼されて、そういうご相談はされてる状況ですので、それはもう町が指示するんではなくて、むしろしっかり当事者で弁護士を入れて話し合いをしていかれるべきだろうと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) あまり踏み込んだ話はできないかもしれませんが、当然この組合と、それから町と十分お互いに連携をとりながら、内容を掌握しながら、そして会社にもきちんと物を言うとこは物を言うという状況をぜひやっていただきたいと。本来だったら、僕は、会社が告訴ぐらいするべきなことじゃないかなというふうに思います。でないと、なかなかこの問題はそう簡単に解決する問題じゃないと。全国的な判例もありますけども、いろんな点で、最高裁までいったところもあるわけですね、こういう区画整理事業組合で。ですから、そこらあたりも十分掌握、把握しながら、そして対処して、最終的にどう解決していくかという視点に立って、組合の人たちにも、あるいはまた、そういう役員の人たちだけの責任じゃなくても、3者で話し合っていくというのが大事じゃないかと、町長に再度お尋ねします。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) それはもう変わらないんですけどね。積極的に今は、組合の役員さんたちに努力していただかないかんのやないかなと思ってます。先ほど言いましたように、そういう案件になって、組合と会社だけでは主張し合うだけで進展しないから、その辺はしっかりわれわれも県と相談しながら指導をしていきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 最後に一言だけ町長に答弁を求めますけども。この問題を、もう三十

数年、ずっと上久原の区画整理事業が経過しております。ただ、ここが本当に成功すれば、三百七、八十戸ぐらいですか、住宅ができる。そうなりますと、久山町にとっても、当然固定資産税、町民税等あたりが入ってくるし、全体的に潤ってくる可能性が強いわけですから、ぜひここを成功させるという意味合いからも、しっかりとした、町長、かじ取りをしながら、この上久原区画整理事業の成功、それと同時に、町費が、すべて出さないということでなくても、今いろんな要望書が上がってきとるんじゃないかと思いますけども、今即、町がじゃあ代わって出しましょうということじゃあ、これは税金ですから、そこらあたりを慎重に対応していただきたいと思いますが、その点を伺いたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) はい。もう私もそのように考えてます。

特に一番問題になるのは、解決するために、実際どういう形になるのかというのがちょっとまだ見えませんので、資金的な面も含めて。それがはっきり出た段階でしっかり検討せないかんと思いますので、今の段階では、まず当事者間でしっかり課題となるものを解決していくことが大事だろうと思ってますので、そういう面についての指導はしっかりやっていきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今即、町費を出すということは、すべきじゃなかろうというふうに思います。技術援助とか、さまざまな援助はできるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういうふうな立場から、町の態度をはっきりとしていただきたいと思います。

次に入ります。約11億円、町総合運動公園スポーツゾーン(サッカー場・野球場等々)の整備推進事業は中止を、というふうにタイトルをつけておりますけども、先の9月議会、6月議会等あたりでは、町は同事業の認可期限を2019年度までとしておりましたけども、さらに2020年から23年度、期間を3年間延長するというふうにされました。そこで、当面、サッカー場とか野球場、それからテニスコート、遊歩道、植栽、こういう関係はしばらく外すというふうにおっしゃいました。今の時期に、果たしてそうした大がかりな事業が必要なのかどうかと。福岡市の消防署のヘリコプターがあそこで災害に備えて離着陸してるわけですね。山火事、あるいはまた災害等あたりが発生した場合、当然そうした訓練等あたりは必要だというふうに思います。ですから、当然その上までの道路整備というのは、これはやむを得んのじゃないかというふうに思います。

そこで、2020年から2023年度、期間を3年間延長された。去る6月議会で、期間延長することで国からの交付金は来るのかというふうに町長にお尋ねしました。国の交付事業から外して、国のスポーツ基金、民間のtotoスポーツ振興基金と助成金、100%の資金

を得ることも可能なのでと、サッカー場、野球場の整備をしていきたいというふうに答弁 されました。しかし、いずれにしても、予算総額、助成金とも、100%の資金を得るのは 不可能だと考えます。

こうした事業推進は、多大な税金投入になりかねないし、今競争の時代と言われている 今日、国、地方自治体、久山町一般会計予算書から決算書を見ても、財政にゆとりはあり ません。町長の現状認識をお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 総合運動公園については、今本田議員がおっしゃった久山町で一番大きな広場といいますか、約4万㎡ありますので、そういう災害のときなどとかは活用できるし、上までの道は必要だということをおっしゃっていただいてありがとうございます。

確かに、何かあったときの一番緊急にというところに、そういう防災の面もあるのは確かでございます。それで、これまで何とかその道までは整備ということで、認可の期限が切れてしまったんですけども、今回、令和元年度、2019年度までの期間をさらに3年間延長をさせていただいたところでございます。令和4年度の2022年度まで延長ということで認めていただきましたので、これまでは交付金事業で事業を進めてまいりたいと思っています。

ただ、現在、今上に予定してますサッカー場とか野球場につきましては、前にも言いましたけれども、必ずしも町が直接町の財政を支出してじゃなくても、知恵を出せば、いろんな民間の資金も得ることができますので、そういうのを基本的に活用するという方向で考えてます。また、野球場につきましても、これだけの久山町の人口でございますので、利用に関しても、大きな施設というのは費用対効果が少ないと思いますので、これは民間というのも活用できるような知恵を絞るべきじゃないかなと思っていますので、そういういろんな工夫していけば、施設の整備については、町の財政に大きな負担をかけなくてもできると私は考えてますので、そういう形で、時間をかけながらでも、久山町の町民の人が待ってある総合公園として整備を進めさせていただきたいと思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 町長、もう一度、ちょっとはっきりとわかりにくい。というのは、僕 の取り方が間違いだったかもしれんけれども、2020年から2023年度、期間を延長と。町長 は今2022年度というふうに言われたというふうに僕は今受け取ったんですが、そこらあた りは、23年度じゃないですか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) これまで、先のあれが2019年度までで期間が終わったんですよね。そ

れから3年間でございますので、22年度までが延長期間ということになります。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) もう、先ほども言いましたが、久山町の財政にゆとりはないと。国の交付事業から外して、国のスポーツ基金と、それから民間のtototo。これはもう大体、僕のほうも調べさせていただいたんですが、100%補助というのはよほどじゃないと難しいんですよね。そうした関係から見たら、この予算総額、そして助成金100%という、そこは不可能だというふうに思います。その可能性があるというのは、何か裏付けがあるんですか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 100%というのはなかなかないと思いますけどね。ただ、整備水準は、それぞれ町に合った形での、サッカー場にしても造っていけばできると思ってますし。基本、totoの資金は100%近い形。だけん内容によっても違うんでしょうけどですね。だから、当面は私はそういう広場でいいと思ってます。

本田議員がおっしゃったように、今は非常に、久山町も草場の開発とか、単独でやってる部分、大きな事業もやりましたので、財政的には決してゆとりがあるような状況でございませんので、その辺は財政と見合わせながら計画を進めていきたいなとは思ってます。

ただ、totoの資金に限らず、私は民間活用ができるんじゃないかなとは思ってますので。いずれにしても、本田議員が心配されるような、町の財政に破綻を来すような形での事業の進め方はやらないということはもう間違いないということでございますので、町の財政状況を見極めながら事業の進展を進めてまいりたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 次に入りますけども、町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は、今までも述べてまいりましたけども、今後の手続き、あるいはまた実施のコスト、関係者とのコンセンサス、ランニングコスト増、消費税の10%増税の影響等々を考えた場合、ばく大な税金投入になりかねないというのも、もう明らかじゃなかろうかというふうに思います。これには町財政を圧迫するおそれがあり、住民要求と乖離していると言わざるを得ません。

従いまして、今までも言っておりましたけども、憲法25条を生かして、町が優先して行わなければならない事業は山積しております。特に緊急な事業として、山田小学校の大規模改修工事やら体育館の天井のはく離修正工事ですね。あるいはまた、両小学校のプールの新設、現在の位置からどういうふうに移転してやるかとか。あるいはまた公共交通関係を含めた対策とか、さまざまな問題を抱えております。ですから、町の優先順位を十分考

えながら、本当に今何が町民に対して税金を投入しなければならないかという、そういう 視点に立って行政をするという、そしてまた議会もそうした住民要求の実現を果たしてい くという、そういう立場に立ってやるのが必要じゃなかろうかというふうに思いますし。 そうしたことをやらずにして、一方じゃ、今即、必要性がないと言えば語弊になるかもし れませんが、そうしたサッカー場、野球場あたりを何が何でもやり遂げたいということじ やなくても。これはもう実際、先ほど町長も言われた、僕もそういう考えなんですが、ヘ リコプターの離着陸するまでの道路の、そしてまた先々には植栽等あたりをするとか、そ ういう関係ぐらいでもう終わりにすると、このサッカー場、野球場は、いうぐらいの構え で対処する必要があるんじゃないかというふうに思います。前も質問しましたように、広 域的に各自治体が持ってるスポーツ施設、例えば須恵町に総合運動公園があります。必要 な場合はお互いに利用すると。この議会でも、そうした広域的なスポーツ施設を利用しよ うじゃないかという、議決したことがあるわけですね。ですから、そういう立場に立っ て、もう公共事業の本当にこの町がしなければならない事業に重点を置いて、そうしたサッカー場、野球場はもう中止されたらどうでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 先の議会で担当課長が説明したと思うんですけども、今回、先ほど言いました3年間の事業認可はもう国からしていただいたんですよね。だから、これを今中止ということは、まず自治体としてあり得ないし、事業費については、もちろん優先順位というのを考えながら毎年予算計画は作っていますけれども、特に今回の総合運動公園の一番上の平地については、現在今サッカーと野球場という形でしてますけども、管理については、これはもう受益者負担という形での、そういう管理費は生み出していけるような運用方法にしたいと考えてますし、施設整備については、先ほども何度も言ってますように、必ずしも町が直接その資金を出してやらなくてもできる手法を、私はいろいろあると思ってますので、そういう形で、負担がない形での施設整備、それと利用についても、町民だけが使うという形でなくて、民間とも合わせて利用できるようにすれば、民間の資金投入も可能なわけですし、いろんな知恵を出していくべきではないかなと思ってます。議員が心配されてるような財政負担を、こちらによって一般の事業ができないような形には決して取るつもりはございませんので、じっくり状況を見ながら進めていきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) やはりこのサッカー場、野球場、先送りにしたけども、造るということであれば、当然、維持管理に金がかかるわけですね。

つい最近、猪野ダムをちょっと1周してみました。ところが、去年、おととし、集中豪雨によって崩れたのが、もっとひどい、のり面がひび割れしたり、そして土のうがまた新たに置かれたり、そして新しい看板が、危険地域という、掲げられたりですね。あれは、猪野ダムは、前も質問させてもらいましたけども、周回道路は町道なんですよね。ですから、先ほど来から幾つか言いましたけども、そういうことこそ最優先してやるべきじゃないでしょうか。

もう、後の維持管理、そしてこれから先の国からの予算はそう簡単に期待できないと。 補助金等あたりもそう大きくは期待できない。2040構想というのは、町長もご存知だと思いますけども、国はそういう方向で、もう地方自治体は、自治体が生きるだけのことはそこの町で考えなさいというような手法で今来てるわけですね。コンパクトシティーとか、さまざまな、いろんな問題点がありますから、ぜひ町民の税金はきちんと使うように、そして町民本位に使うようにして、もうサッカー場、野球場はやめていただきたいというふうに思います。

最後の質問ですから、もうやめるというぐらいの覚悟を、英断を、町長、答弁願います。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 総合運動公園の認可、3年間、先ほど言いましたように、今の進入道路を含めての事業の期間として、今回3年の延長をしてます。この中には、今言っておられる、サッカー場、野球場の施設整備は入っていません。だから、これはあくまでも交付金を受けるための認可期間でございますので、サッカー場、野球場はそういうめどがついたときにきちっとやって整備していこうという形ですから、今すぐ資金がどうという問題ではありませんのでですね。この事業そのものを、町で都市計画決定しておきながらやめますということは、これは町にとっての信用にもかかわりますので、また町民のそういうスポーツを親しむ人たちもおられるわけですから、この計画をむやみに中止するということは必要がないんじゃないかなと思ってます。きちっとそういう状況に合わせながら。久山町の財政は、財政規模がちっちゃいから、大きな事業を短期間にやろうとすると非常に財政がきつくなりますけれども、きちっと計画的にやれば、財政というのは、久山町自体は財政力指数が8割に近いということで県内でも優良な自治体と言われてるほどですから、あとはそれを計画的に進めていけば私は問題ないんじゃないかなと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) ここで暫時休憩に入ります。

再開は、10時35分です。

# ── 令和元年第5回12月定例会 ──

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 休憩 午前10時27分 再開 午前10時35分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。7番阿部哲議員、発言を許可します。阿部議員。

○7番(阿部 哲君) 今回の質問は、3点質問いたします。1、小学校・中学校の学力の状況について。2、篠栗駅から新宮中央駅を結ぶ広域的公共交通の考えは。3、赤坂緑道整備の促進について質問いたします。

まず1点目でございますが、平成19年度から子どもたちの学力状況を把握するため、全国学力テストが4月18日に実施されているが、福岡県および久山町のレベル等今年の結果はどのような状況になっているかの質問でございますが、昨日の松本議員と同じような質問でありましたので、全国の福岡県のレベルを中心に久山町の状況について、簡単に質問をいたしますので、簡単に回答をお願いします。

- ○議長(阿部文俊君) 教育長。
- ○教育長(安部正俊君) お答えいたします。まず、福岡県の学力の状況ですが、標準化得点で見てみますと、県内の小学校の平均得点は国語と算数ともに全国平均を上回っております。しかし、中学校の成績は国語、数学、英語とも全国平均を下回っておりました。福岡県としましては、この中学校の学力の向上が大きな課題であります。ただ、近年は、学力向上の取り組みが功を奏して、若干改善傾向にあって、国語、数学についてはほぼ全国平均並みとなってきているというふうに伺っております。そのような中で、久山町の児童生徒は小・中学校ともにすべての教科において標準化得点が全国、県ともに上回っている状況でございます。実は昨年も全国学力テストはどの学年もすべての教科において全国平均を上回っております。ここ数年安定した学力がついてきて喜ばしいのですが、昨日も少し申し上げましたが、全国学力調査において測定できるのは、学力の特定の一部分であり、過度な競争や序列化を目的とすることがないように気をつけていきたいと考えております。
- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 詳細につきましては、昨日聞いておりますので1問につきましてはこれで終わります。

次の質問でございますが、全国では毎年常連の上位の県は石川県、秋田県、福井県など

でございますが、秋田県は40年から50年ほど前から全県下で学力向上施策として小人数学 習推進事業、また、県独自の学習状況調査を実施されているそうでございますが、久山町 での学力向上のため独自の対策または力を入れていることなどについて質問をいたしま す。

- ○議長(阿部文俊君) 教育長。
- ○教育長(安部正俊君) お答えいたします。学力向上の取り組みとしましては、教育委員会 として主に四つの施策や取り組みを行っております。まず一つ目ですが、学力向上研修会 の開催でございます。小・中学校の学力向上コーディネーターという学力向上のために中 核となる職員がいるんですが、そのコーディネーターに各校の全国学力調査、その他の学 力調査の分析を行っていただいて、町の研修会で情報を共有できるようにしております。 今後の各校での取り組みを組織的、計画的に行えるように、学力向上プランや、学力向上 ロードマップという学力向上のための年間指導計画があるんですが、そのような計画を作 成して、実施、見直しを行っているところです。二つは、グローバル人材育成事業、未来 パスポートです。今年度初めて実施されました中学校の英語の全国調査では、久山町の生 徒の結果は全国を大きく上回っておりました。未来パスポートの成果をもう少し説明をさ せていただきますと、11月24日に行われました糟屋地区英語スピーチコンテストにおい て、中学2年生の吉村梨花さんが優勝しております。これは英語教師とともに町が雇用し ていますALTも大きく指導にかかわったと聞いております。また、先週末に発表された のですが、今年県が行った中学生英検 I B A という中学3年生を対象にした英語テストが ありました。その結果で、英検3級以上の実力がある生徒が全体の52.5%でありました。 これは、全国的にもとても高い数値を示していると考えられます。他の自治体や全国、県 の数字が出てきておりませんので今後比較しながら見守っていきたいというふうに思いま す。このように大きな成果が表れている要因は何かと考えますと、まず、外国人の英語指 導者であるALTを教職員として学校に常駐させているという事が大きいかなと思いま す。ここ近隣の市町にはない取り組みで、これにより生徒が日常的に外国人による本物の 英語に触れることで、英語力の向上につながっていると考えます。また、民間の学習塾を 活用した放課後の英語塾にも取り組んでいますし、今年度は新たに修学旅行において、東 京都の英語村という施設に行きまして、教室で学習した英語を活用する体験もしておりま す。学力向上のための独自の取り組み三つ目でございますが、みんなの学習クラブという 学習プリント教材があります。国語、算数、数学、社会、理科、英語のプリントを豊富に プリントアウトして復習や家庭学習として活用されています。課題のある学習内容を取り 出したり、組み合わせたりすることもできて課題に応じたプリントの作成をすることが可

能となっています。四つは、漢字検定や英語検定の取り組みでございます。町が受験料を 負担し、各学校に学年や個人に応じた検定を受けてもらってます。漢字検定や英語検定を 通して自信や挑戦心を芽生えさせ、学びの習慣を身につけさせることを期待して取り組ん でいるところです。

以上でございます。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) どうもありがとうございました。学校でのすばらしい四つの施策やいるいろな取り組みを推進していただきまして、なお一層の向上を期待したいところでございます。また家庭的なものとしましてですね、秋田県の話でございますが、家庭と一体化施策で全国学力学習状況調査の学習生活環境アンケートの結果から、毎日朝食を食べる、毎日同じくらいの時間に起きる、物事を最後までやり遂げてうれしかったことがあるか等の全県下で90%以上の子どもが肯定的な回答だったそうでございますが、久山町の状況について質問をいたします。
- ○議長(阿部文俊君) 教育長。
- ○教育長(安部正俊君) 今ご質問された、生活アンケートの内容は、全国学力学習状況調査の中に児童生徒質問紙という内容がございます。その質問内容の項目の結果を、今、阿部議員が言われたと思いますけれども、その3つの項目について久山町の数値をお伝えしますと、毎日朝食を食べていますかというのは94.6%、毎日同じぐらいの時間に起きていますかという内容については86.6%、物事を最後までやり遂げてうれしかったことがありますかという質問は98.2%という高い数値が出ているところですが、この3項目でよかったですかね。

#### (7番阿部 哲君「はい」と呼ぶ)

この三つの内容については以上のような数値で全国的にも高いほうかなというふうに思います。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 本当にありがとうございます。やっぱり最後まで物事をやり遂げてうれしかったことがあるというのが98.2%あるということが、本当に学習が充実した形でされてるんじゃなかろうかと思っとおります。本当に、規則正しい生活が子どもの心身を健やかに育み、自主的な家庭学習への取り組みと達成感が子どもたちの自信や夢につながっているものと考えます。今後とも学校教育、家庭教育の推進をよろしくお願いしまして次の質問に入ります。

次に、篠栗駅から新宮中央駅を結ぶ広域的公共交通の考えは、の質問でございますが、これにつきましても昨日、有田議員と同じような質問でございますので、昨日の町長の有田議員での回答の中から質問をいたします。県が進めておる広域公共交通として、隣接する篠栗町、新宮町との協議をしたがどちらもメリットがないからできないという形の回答がありましたが、これはあくまでも篠栗町、新宮町にはJRがありますし、いろいろな面でメリットがないということで、これは新宮町、篠栗町の回答であろうと思います。あくまでも久山町としてはですね、町長にはやっぱり協議、協力をお願いする形での久山町が両町に何が久山町にできるかということをもっての協議になってこうかと思うとですよ。そういうことで、どういう形での両町に協議をされたか、町長目線での改めて質問をいたします。

# ○議長(阿部文俊君) 町長。

まず篠栗~新宮間についてはですね、篠栗と久山町についてはもう現 ○町長(久芳菊司君) 状やりとりしてるからですね、特段、お互い篠栗町民の方も利用されてるし、久山町民も JR篠栗を中心とした形にだんだんだんだんこう、山田校区の人たちも行ってるからそれ はいいんですが、問題は新宮町との関係がですね、昨日の一般質問でもお答えしたんです けれども、必要ないと言ってるんじゃなくて、久山町から新宮町の方に行く利用者がどれ だけ出るかなということを考えた時に、いわゆるやっぱりどうしてもこれは費用対効果に なってくるんですよね。新宮町さんの方からしても、わざわざ久山町にという利用者が住 民の方にどれぐらいおられるかということをやはり、職員間協議をしたときに、今それを つなごうとすると、久山町もやっと4月にいろんなコミュニティーバスの公共交通体系を やって、乗車時間が長いと言われるのをできるだけ短縮するにはどういうルートで回る か、また便数も考えながら、やっと今新しい公共交通体系ができたばっかりなのに、また 今、さらにまた新宮間をということになるとですね、これはやっぱりつなぐだけだったら 簡単ですけれども、やっぱり、交通というのはその時間と時間を設定せないかん。久山町 が新宮まで乗り入れたらそれだけまた今度時間の問題が出る。それを今度新宮のバスと時 間を合わせないかん。今度は久山町内のJRとか、あるいは町内のそういう時間も合わせ ないかん。そういうことが一つと、もう一つはやはり、当然ながら費用も運行距離が出る わけですから、増が出るといったときにですね。今やっとそういう綿密な調査をしなが ら、一つの公共交通体系をやったばかりですから、まずはやっぱりこれで久山の公共交通 をしばらくやっていく必要が私はあると思ってます。次から次にそういう要望が出るのは わかるんですけど、それはやっぱりちょっと、どうかなと思います。いろんなその西鉄バ スにしろ、今の委託業者さんにしろですね、そういう協議をした中で進めてるわけですか ら。何ですかね、そういう問題を解決するにはちょっと余りにも時間が早過ぎるんじゃな いかなというのが私の考えでございます。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 私は今質問しましたのはですね、町長の回答が、新宮町、篠栗町と協議してどちらもメリットがないからできませんという回答では、町民には不親切ではなかろうかという話をしたわけです、内容的には。ですから、いろんな面で今状況は難しいという話になっての説明でなるんじゃなかろうかと。簡単に篠栗町、新宮町にメリットがないけんなかなか話ができませんと。協議しましたができませんということではなく、やっぱり町民に今、4月1日から新しい公共交通が開通しましたということで、その中で、次に本当は必要であるけども、今のところ、まだ、時期尚早で、もうちょっと待ってくださいとかいう形の回答にはなるんじゃなかろうかと私は思います。

また、昨年1月21日に報道されました、公共交通機関の空白地域で市町村が運行する小 型の乗り合いバス、コミュニティーバスの利便性向上を目指し、運行主体の市町村を助成 する。3年間試験的に運行し、県は利用状況を検証した上で、本格導入を後押しするとの 新聞報道がありました。これはこの時に県が勝手に直通運行を想定するということで、久 山町役場と新宮中央駅を結ぶ路線が新聞に報道されましたが、これは逆に久山町にとって はチャンスじゃなかろうかと思うんです。少しでも、こういうのを活用すると逆にチャン スとしてですね。私も、今先ほど町長言われましたけども、久山町から新宮町への何人利 用者があるかということでおっしゃられましたけども、私も最初は新宮町への高校生の通 学とか、新宮町への買い物、久山ばかりの話と思っておりました。が、逆に今新宮町ので すね、いろんな話を聞いてみますと、立花とか佐屋とか、あの地域の方々の多くの方々が トリアスの方にですね。買い物も来られておりますし、いろんな形での要望も強いという ことで聞いております。そういうことで、現在4月1日からトリアス~篠栗線という形で トリアスを起点に篠栗に向かっとりますし、トリアスから天神のほうにもトリアス~天神 線があります。同じようにトリアス~新宮中央駅線についても、検討が必要ではなかろう かと思いますし、町長の考えとまた県とこのような形での協議ができないか、質問をいた します。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 最初のあれはメリットがないと言ったのはですね、先の議員が質問された、いわゆる広域公共交通ということでコミュニティーバスということで、篠栗から久山通って新宮町という、そういう路線についてですね、当然これは3者間でそういうのが必要になればやりますけども、それについての他の自治体の2つの自治体はそこまでの考

えはないということでございます。それを久山町が単独でやろうとして、それだけのメリ ットのある、費用対効果のある路線かといえば今はそうではないんじゃないかなと私は申 し上げたんです。県が今言われた報道についてはですね、県もちょっと私、町のほうから ちょっと言ったんですけどね。県が一方的に篠栗から新宮とか言ってる。県は何の考えも ないんですよ。ただ一つの広域的ですれば、そういう路線も考えられるということで発表 したということでですね。何もその新宮とか篠栗とか久山に問いかけたわけでもなしです しね。それは何もないところに初めてそういうコミュニティーバスを通す、その不便なと ころについて、県は助成しますよということなんですけど、久山町はもうしっかりコミュ ニティーバスの公共交通網を大金を出してしてるわけですから、それプラスという形にな ると、そこまでちっちゃな町が公共交通にかけられるのかなと、私はそう思ってます。あ るにこしたことないですよね。以前35号線をやっぱり隣の町に行くのが不便だからという ことで、バスが通ったことがありますけれども、結果としてほとんど利用者がなかった。 だからこれはしっかり、スタートしてやっぱりやめますというわけにはいけないから、当 然、特に新宮町さんとはそういう協議を進めてます。新宮町の佐屋の方とかが確かに境だ からそうでしょうけどですね。そこまで今、久山町が公共交通のことを配慮していく時期 なのかということを言うと、先ほど議員がおっしゃったように、今はまだそこまで久山町 として考えを延ばす段階ではなく、今4月からスタートしたコミュニティーバスの体系自 体もいろいろまだ100%じゃない住民の声も出てるわけですから、そういう形をやっぱり しっかり、優先的にさせていただきたいということでございます。必要ないのといろんな 財政面を考えた費用対効果を考えてのできないというのはやっぱりちょっと違うと思いま すので、その辺はちょっとご理解をしていただきたいなと思います。

## ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。

○7番(阿部 哲君) 先に言われました両町のメリットがないからという話でございますが、メリットが両町はJRがあっていろんなことでもメリットはないし、横の連絡もそんなに考えられてない。だから久山町がお願いする話なんですよ。ですから同じ事だけの話でいくとメリットがない。しかしながら、例えばですよ、久山町が新宮町へ前は水道の供給をしたとか、いろんなものもあるわけですから、何らかの形で久山町が別のことでできることとあわせて、これはこっちのほうは協力してくれ、そのかわり久山町が何かこうこうこういうことでできることの話を、そういう協議という形になってこうと思うとですよ、何でもが。だから、そういうのが町長同士の話の中で、何らかの協議をしてもらいたい。ただこの交通問題だけをですね、協議してメリットがないけんできませんと。ああそうですよね。だけではいろんな形での協議ができないんじゃなかろうかと、そういうこと

を申し上げました。それから、いろんなことで、町長は費用対効果ということでおっしゃられますけども、やはり町民にその辺が見えないんですよ。ですからするとしたら、おおむねこのくらいが町費を出さないかんですよと。それでもしますかというぐらいの話でいくと、そこまではちょっと求めないなということの話になってこうと思うとですよ。やはりその辺が、ただ簡単に費用対効果では望めませんとか、今のところ何人の利用者があるかわかりませんとか、いうことではなくて、実際にどのくらいの方が使われてるかという調査もされたかどうかちょっと私もわかりませんけども、そういうことも含めてですね、やはり、町民にわかりやすく説明できることでの話をしていただきたいと思います。町長のお考えをお尋ねします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 私の方からもひとつお尋ねしたいんですけども、例えば久山町から新宮への路線について、どういう方たちがどういう事情で行かれる方が必要なんじゃないかなということをこちらから聞くの失礼なんですけども私にはちょっと見えない。高校生は確かにいますけどね。それから先ほども言いましたように、費用の問題とやっぱり連結するというのはすべてを交通ダイヤの場合は扱わないかん。それから、時間そのものも伸びる。以前、最初のコミュニティーバス回したときに1番の不評だったのが、乗ってる時間が長過ぎるということだったんですよね。それをさらにまた、新宮町まで乗り入れたらどうしてもそこで時間のロスができる。そういういろんな問題を考えると、先ほども言ってますように、まだ時期が早いんじゃないかなという気をしてます。先ほど言われたその新宮町が久山町に望むことと、そういう問題があればこれからは協議はそういうこともお尋ねしますけど、今それはそうお互いにないんじゃないかなという気がいたしますのでね、どうしてもやっぱり費用の問題に私はなってくるだろうと思ってますので、この新宮町との連結をやめるという、全く必要ないと私は申してませんけれども、少なくとも今、4月からスタートしたばっかりの公共交通体系をですね、またそれを扱うような議論に入るのはちょっと早過ぎるんじゃないかなというのが、私の考えです。
- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 久山から新宮のほうへの利用客がどういうことを考えておられるかということでの質問、逆に質問がございましたが、やっぱり高校生もそれはあるんですけども、やはり新宮中央駅周辺の商業施設、いろいろな形が今進出してきております。そういうのにも買い物に行く方たちが結構希望がおられます。そういうことでの話でございます。それから、新宮町との協議の中でもですね、やはり久山町が向こうに路線を出すというのは、今もうダイヤが篠栗までの分と全体を回ると、いろんなことで4つの車、4本バ

スが出ております。ですからもう1本増やすということはなかなか難しい形も出てこうと思うとですよ。逆に、新宮町が今佐屋のところまで来ております。それをトリアスまで延ばしてもらったときに、久山町がどのぐらい負担をすればいいのか、そういう試算もですね、ちょっとしてもらって、その辺が高ければ、また、このくらいなるということでの話として断念せざるをえないとかということであればいいとですけど。今のところはただ、数が少ないんじゃなかろうかと、漠然とした形でどのぐらいお客がおられますかわかりませんとか。ただ費用対効果でできませんとかということではなくて、ある程度数字的にですね、概算でも出してもらって、ここまで支出がなれば町民の方はそれで納得ができるのかなとか、そういう形で示していただいて、やはり今のところは時期尚早ですねとか、いう形になろうかと思います。その辺まであわせて町長のお答えをお尋ねいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今おっしゃったようなですね、新宮のバスをトリアスまで延ばすということであれば、これはもう協議はすぐにでもできますけれども、ただ、そういう話はしたことあるんですよ。ただ、新宮としては乗り気でないというのは確かでございますけれども、問題はその費用負担なのかということと、新宮のほうのダイヤの構成が組めないかということでございますので、単純にそこまでを引き延ばすかどうかについては、その2つだと思います。費用負担とですね、ダイヤの。巡回バスを全部その回してという形になるとものすごく大きな影響が出ますので、そういう面については、いずれにしても、前からあがってる問題ですので、それは検討して協議をしてですね、活性化協議会あたりにもまたご報告したいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) そういう形で少しでもですね、何らかの形で新宮とのつながりができる交通機関をですね、今後とも考えていただきたいと思います。

次に3問目の質問に入ります。3問目、赤坂緑道整備の促進についてはですね、平成27年9月議会からずっと質問をしてきましたが、なかなか実現ができてないというところでございます。町長の整備構想は実際にあるのか。また、あるとすればどのような構想かを質問いたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 今現在で赤坂緑道を下山田から起点から終点までですかね、抜本的に整備をという具体的な考えは持てないというのが現状だと思います。ただ前から言ってますように、河川敷きの桜並木というのはやっぱりこう歴史とともに、久山町の景観をなしてるわけですから、やっぱり人がせっかくの桜並木ですからね、歩けるような状況にした

いのはやまやまですので、1番歩くのに中継となるトイレの整備をということで、南公園 辺りのところにという考えは持ってますけれども、なかなか予算をつけきれなかったのが 現状だと思いますので、一つの優先度として私はトイレをまず整備すべきじゃないかなと いうそういう考えでおります。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) トイレは次の質問に入れておりますので。今何で町長の基本構想があるのかということをお尋ねしましたのはですね、平成29年度から平成33年度、令和3年度になりますかね。第三次総合計画後期基本計画の基本施策の都市づくり生活環境では、公園緑地の維持向上として、町民の自然との触れ合いや健康づくりにつながる環境として、遊歩道を整備するとともに、緑道の維持管理を進めますとあるわけです。ですから、令和3年までにどう考えますかということなんですよ。ですから今の町長の中に構想はないということであれば、なぜ後期計画の中にこれがあるのか。その辺をお尋ねいたします。
- ○議長 (阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 計画ですから、いろんなやはり町内のですね、今おっしゃったような緑道整備とか遊歩道とか、そういうものを町民の方の健康づくりの一環として、整備していくという方針は立ててると思います。その中で、すべてがそれをできるかというんじゃなくて、今、東久原の高橋池周辺も遊歩道を進めておりますし、今度首羅山のところも遊歩道今工事を進めてます。いろんなそういうところも進めてる中で、すべてを赤坂緑道整備まではいけないんじゃないかなというふうに思っとります。ただ、いろんな先ほど言った施設等については先行的にしていきたいと思いますけども、その3年間の中に目標としては立ててますけれども、今現状では久山町の遊歩道整備は、大きな事業として今、首羅山もやってますのでね、そこまではちょっといけないという状況に考えてます。
- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 遊歩道整備をするとともにですよ、緑道の維持管理を進めます。ですから遊歩道だけではないんですよ。緑道の維持管理を進めますということでございます。 老朽化した桜の木の伐採後についてもですね、管理上高木また桜を植えることはできない。しかしながら、アジサイとか、そういう花木的な検討についてもですね、どうでしょうかということで、町長に質問しましたが、これも緑道が3kmぐらいあるのですぐさあは難しいと。それから、桜並木の下山田からずっと桜並木が続いておりますけども、その中に2本ぐらいもう枯れているんですよ。そこも植栽をしたほうがいいんじゃなかろうかということでもなかなかできておりません。ですから、さくら祭りが始まってですね、もう何年になりますか。その間に1本も桜の木が植わってないんですよ。ですから、やはり少

しでもですね、やっぱりそういう体制づくりというのは必要ではなかろうかと思うとですよ。全体的な、大きく改修ということは大変だと思います。しかしながら、少しずつでもやっぱり補植をしていく必要があるし、やはり河川公園としての管理を何らかの形で最小限度はしていく必要があるんじゃなかろうかと思います。その辺の考えを町長の考えをお尋ねいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 桜の木の枯れた後についてはですね、桜の木をという要望がありましたけれども、県と協議の中でそれはちょっと今止まっているようでございますので、枯れ木については伐採をしてるということで。河川敷ということで、県としては、植えさせないというような方針であるようですので、今のところそういう形で新たな木の植栽はできてないというのが現状でございます。
- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) ですから、新たな木が植えられないから花ぐらいはいいんじゃなかろうかということをお話ししただけでございます。ですから木が植えられないというのはもう前回の回答もそのままいただきました。ですからそのあとをただ切ったままじゃなくて、何らかの形で、やはり集落の真ん中でございます。ですからやっぱりその部分をただ切ってやぶのごとなっている状況ではですね、やはり河川公園としてはおかしいということを申し上げてるわけです。ですからそのことについて再度、今後とも検討をしていただきたいと思います。

次に、トイレのほうに入っていきます。トイレ、ベンチ等の整備について質問入ります けども、まず、都市整備課長のほうに老朽化してベンチの撤去をされていると思います が、現在撤去数についてお尋ねいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 都市整備課長。
- ○都市整備課長(井上英貴君) 赤坂緑道におきましての施設ですね、ベンチ等の撤去についてお答えさせていただきます。どうしても年数等の問題もございまして、ここ数年に限った形でお答えさせていただきたいと思います。赤坂緑道におきまして老朽化等によりまして傷みが激しく、危険性が確認されました8基、ベンチ8基につきまして、昨年度であります平成30年度に撤去させていただいております。

以上でございます。

- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 今8基っていう話がございました。もうこれは全部なんですよ。もう ベンチがないんですよ。ですから3キロはないと思いますけども、そういう長い緑道の中

でですね、やはり歩いて行って休憩するとか、やはり桜の咲いたときには桜を見るとか、いろんな形で必要だからベンチがあったわけですから。そのベンチがもう老朽化して、それをもう撤去せざるをえない。ですから、それを全部すぐに新しく替えてくれということではなかなか難しいと思いますけども、やはり1基、2基でも少しずつ毎年でも設置するような考えをいただきたいと思いますし、トイレにつきましてもですね、平成30年6月議会でトイレの設置についての質問について町長はですね、本当に必要であり、すぐにも調査設計に入るような回答でございましたが、その後全然どのような形でも今動きがございません。この形がどうなっておるのかお尋ねいたします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 老朽化して撤去したベンチについては複数年度で必要な個所にですね、設置をしていきたいと思います。特に全区間というよりもまずはやっぱり上山田であれば、幼稚園跡から南橋、この間が桜並木ですのでね、この間にはちょっと早々にですね、幾つか置きたいと思います。それからトイレにつきましては、私も緑道が人が歩くならばやっぱり中間点ぐらいにはトイレが欲しいなというものを持ってましたけれども、なかなか予算時期になると、結構トイレというのは金額が太いという関係もありますので、昨年はちょっとつけることができませんでしたけれども、次年度は優先的に予算化できるようにですね、考えていきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 阿部議員。
- ○7番(阿部 哲君) 町長の優先的はなかなか優先がなかなか進まないようでございますので、必ずお願いしたいということで。本当に赤坂緑道がですね、長い距離があって、自然との触れ合いや、健康づくりにつながる環境としてどうしてもやっぱり中間地点でのトイレが必要であろうと思いますし、また、ベンチも必要であろうと思います。また、イベントとかですね、さくら祭りとかトリアスと結ぶ形でのいろんなことにイベントを使うにしてもやはりトイレは必要であるし、ベンチも必要であります。今後ともそういう形の設置を、先ほど町長が優先的と言われましたけども、再度、お答えをいただきまして質問を終わります。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) この場で予算のことですから確定っていうことできませんけれども、 まずはそういう設計に入っていきたいと思いますけれども。地元としてですね、場所を私は南 公園のところがいいんじゃないかなと思ってますので、地元議員はじめ区長さんとまず協議を させていただきたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 次に8番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松議員。

○8番(只松秀喜君) 本日は2件の質問をいたします。1件は、火災等の罹災ごみに対し、 清掃工場使用料の減免の援助をということと。2問目は、来年令和2年10月からの久山町 のかじ取りについて町長のほうにお尋ねいたします。

まず、火災等のごみに対し清掃工場使用料に減免の援助をということで。今年のお盆明けの8月18日、猪野区で火災が起きました。親類の火災で、町民の皆さまに大変ご迷惑をおかけしたこと、ここでおわび申し上げます。火災といえば、10月31日、沖縄県民の心のよりどころであります首里城が火災で焼失してしまいました。早期の再建を心よりお祈り申し上げます。猪野区の火災に戻りますけれども、親類の火災ということで、いろいろと見えてまいりました。火災で出たごみを片づけろうとすると、清掃工場の使用料が140万、それから運搬料とか人夫賃、業者に払うお金が200万ちょっとと1軒の家を片づけるのに350万円ほどが掛かってきます。それを全財産を失い、一文なしになった方には、非常に厳しい金額ではないかと思います。しかも、清掃工場の使用料は、1台ごとに現金での支払いということで、その現金を準備する必要もあります。ほかの町も減免の援助はないのかと近隣の町役場に行って聞いてきました。粕屋町と篠栗町は久山町と同じように、減免の援助は行っていません。しかし、新宮町は、清掃工場に持ち込める罹災ごみに関しては、100%の減免の援助を行っています。ここで町長にお尋ねします。久山町も何らかの援助を考えていいのではないでしょうか。

### ○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 火災に限らずですね、自然災害等でやっぱり罹災された場合は、本当に当事者にとっては大きな負担があってですね、大変お気の毒に思うんですけれども。今おっしゃってる火災した場合の家屋の処理については、これはもう非常に難しい問題でございます。減免はできないかということで、恐らく新宮町さんも、後でちょっとまた課長に説明させますけど、どのようなものだけがその無料になってるのかちょっと私もわかりませんけれども、現状各糟屋地区あたりを聞いてもですね、まず受け入れができてない。受け入れができないところがほとんどなんですよ、受け入れをしてない。本町の場合は、福岡市の施設に持っていけば受け入れはしてくれる。ただ、おっしゃったように、費用負担がかなりかかるということで。その施設が久山町の施設であれば減免の措置とかいうのは町で考えられるんですけど、福岡市の施設ですからそれを減免するというわけにはいきませんので、そうすると町で補助するみたいな形になりますので、この辺が非常に難しいなというところがあるんではないかなと思ってます。やっぱりこういう一つの事故っていいますか、については、自動車事故もそうですけども、自然災害もそうですけれども、や

っぱり自己防衛といいますか、形で火災保険に入って準備していただくということが1番の対策かなという気がいたします。これは慎重に検討する必要があると思いますので、なかなか行政自体が、個人の方のそういう資産管理に対して、税金をどこまでっていうのはですね、これよく検討しないとできないと思いますし、一応条例では見舞金という形での火災の場合は、全焼10万円という形ですけども、これは自然災害でまた人命があるとか、いろいろな形はこの条例で定めてますけれども、そういう残材の後処理というのは、基本的には保険対応でも可能であるというのは聞いてますので、まずはそちらを加入して、何かあったときの対策にしていただけないかなというのがしていただくのが最良かなと思ってます。十分検討はしていきたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 只松議員。
- ○8番(只松秀喜君) 新宮町の担当課にお伺いしたときには、古賀市の清掃工場に持っていってるということだったんですけれども、その持ち込めるごみをきれいに分別して、役場で確認をとって、清掃工場に持っていった分を減免処理の援助を行っているということです。

また、注意していても隣の人のもらい火とかで火災になったりします。そういった罹災された方を助けるとともに、景観を損なわないようですね。また、子どもたちにとってはいい遊び場になってしまいます。燃えた後というのは、釘が出ていたり、ガラス片が落ちていたりと非常に危険な個所です。そういった場所を早期に処理していただくためにも、今後考えていかなければならない課題だと思っておりますけれども、再度、町長の考えをお願いします。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) いろんなその支援といいますかですね、例えば残材をすぐ片づけることできないというときには、どっか公共の場所を一時的に置く場所を確保したり、それはある程度可能だと思うんですけれどもですね。後処理をこれは基本的にどうしてももう自己の責任で片づけてもらわないけませんけれども、かと言ってできないときはそういう町としての対応はやっぱり考えてそういう急な事故が発生ということですから、なかなか被災者は、それどころの段じゃないだろうと思ってますからですね。その辺はいろいろまた協議する必要があると思いますけれども。先ほど言いましたように、新宮と古賀にしても自分ところの処理施設ですから、いろんな措置はしやすいと思うんですね。お互いそれで判断すれば。だけど本町の場合は所有者が違いますので、そういう助成金を出すか出さんかの問題になりますので、それはちょっと慎重に考える必要があるなと思ってますが、ちょっと新宮の状況について課長のほうから説明させたいと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(矢山良寛君) ご説明させていただきます。新宮町につきましては、町長がおっしゃいましたように、分別して個人で持ち込めるものについては免除と。うちとの違いというのは、焼け残ったじんぱいとか、そういったものについては持ち込めないと。当町については福岡市のほうからすべて可燃物、不燃物に分けさえすれば、家電リサイクル法によりますテレビとかそういったものはだめですけれども、通常持ち込める可燃物、不燃物についてはすべて持ち込めると。新宮町につきましては、職員とそれから焼却場の職員とこれはいいよ、これはだめだよという選別をした上で、可能なものであって、先ほども言いましたように個人で自己搬入できるものについては、免除という形ですので、条件的には当町のほうがすべて持ち込める面では、条件的には勝ってるんではないかというふうには考えております。
- ○議長(阿部文俊君) 只松議員。
- ○8番(只松秀喜君) いったん火災が起こればですね、非常に困惑されます。弱者に寄り沿いですね、困った人を助けるっていうのが、町長の政治信念だろうと思います。ぜひともですね、罹災ごみの減免か援助、そういうのを今後考えていただきたいとお願いして次にまいります。

最後ちょっと難しい問題ですけれども、久芳町長は町長になられて、11年2カ月が過ぎました。町長は、自然を残しつつも、九州大学の馬奈木教授が示される新国富指標では、全国1位となり、久山町の健診事業とともに日本全国に名を知られるようになりました。また、久山町全域の97%が市街化調整区域のため、町外からの転居ができにくいにもかかわらず、上久原地区、草場地区に新しく住宅整備を進められ、徐々にではありますけれども、人口も増加傾向にあります。町長にお尋ねいたします。11年2カ月の自己評価と今後の思い入れを聞かせてください。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) いろいろありがとうございます。国富指標は全国1位じゃなくて、福岡県の県内でのですね、数値しか出てませんので、訂正させていただきます。11年、もう来年の10月が任期ですけれども、これまでの歴代の町長の政策を基本的に引き継いでですね、また、久山町の平成元年に作られた基本構想、基本理念というのをしっかり頭の中において、自分なりの政策を進めさせていただきました。皆さんからもですね、いろいろ協力をしていただいて、今年の7月に9,000人をおかげで突破して、これが1番うれしいといいますかね、やっぱり、いろんな合併問題が出てくる中で、基礎的自治体は1万人ということを国はいつも言いますので、何とか1万人までしておきさえすれば、久山町の基本

理念にのったですね、基本構想にのったしっかりした町ができるんじゃないかなと思って ます。今、久山町は人口が増えてますけれども、全国的にもう人口減少が2040年に向かっ て進むわけですから、これからの自治体のまちづくりというのは人口増によって活性化を するものではないということを言われてます。大事なのはやっぱりもう、人口を増やして の活性化でなく、今現在住んでる人たちのみんなの力で町のレベルを上げるということ と、久山町民だけじゃなくて、いろんな人材育成とかあるいは産業振興とか教育とかにつ いても、久山町のまちづくりにかかわってくれるそういう関係者、関係人口をいかに増や すかが大事だよということを言われてますので、やっぱりほんとにそうだなと思ってま す。町民の中にもすぐれたいろんな人材の方おられるけれども、やっぱり外部の民間の方 とかですね、企業とか、あるいは、そういう優れた方と久山町に関係を持っていただく方 をいかに久山町に、いわゆる関係人といいますかね、そういうのを増やすことによって、 町のこれからのまちづくりを進めていくべきだなと思ってますのでですね。そういう形で 久山町ももともとが何万も増やそうというまちづくりじゃありませんので少なくとも1万 人まで達すれば、私は良好なコミュニティーが維持できると思いますので、後は町とです ね、議会と町民が一体となれば、僕はいい町になるのかなと思ってます。私自身について は、そういうまちづくりを誰が担っていこうと久山町の進む道はそれが1番ベストかな と、そういうふうに思ってます。

- ○議長(阿部文俊君) 只松議員。
- ○8番(只松秀喜君) 現在、上久原の総合運動公園の建設、それから草場地区の住宅整備、 オリーブの推進、小・中学校の大規模改修、石切地区への企業誘致と開発、上久原交流センター計画地の今後の利用計画、イコバスの円滑運行、最終形である中学校給食への道筋づくり等々、口に出せば、かなり大きな多数の大きな事業が進行中であります。来年10月で、町長は任期を迎えられます。

町長に質問いたします。平成2年10月からの久山町のかじ取りはどのように考えていらっしゃいますか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) あくまでも町長というのは選挙でございますので、私としては10月までしっかりですね、あとの任期を全うしたいと言うしか今はないと思います。次の10月以降、私ができるという約束もないしですね、これはもう選挙ですから。そういう意味で、まずは新年度の予算組みにこれから入っていきますので、しっかり、10月までの任期をしっかりと今は全うしたいなと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 只松議員。

- ○8番(只松秀喜君) 回答については、大体予想しておりましたので、そういった答えだろうと思います。しかし、町長職は、誰がなってもいいというわけではありません。しっかりしたビジョンを持ってあり、俺についてこいといった強いリーダーシップがないと務まらないと思います。われわれ町民も、いつ沈むかわからないような泥船に乗るつもりもありません。町長からもう1期頑張らせてくれと言われれば、われわれというか私は、忖度ズとやゆされても、しっかり応援させていただきます。しかし、問題は、町長が今期限りで辞めますと言われたときです。町長選の準備ともなると、半年ほどがかかってきます。逆算すると、来年の3月ぐらいには、候補者をつくり上げなくてはいけなく、そのためには年明けぐらいから水面下で候補者を探さないといけなくなります。町民の方からもいろんなうわさが飛び交っています。将来の久山町を案じての最後の質問です。我々は年明けゆっくりしていいのでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) ここで私がお答えするとか議論する場ではないと思います。ただその時期に来たらはっきり自分の進退っていうのをですね、出す時期はあると思いますけれども、私の進退にかかわらず、やっぱり、自分が久山町を背負っていこうという人が、僕は私のあれを待つどうこうじゃなくて、本当にその気持ちがあればですね、その人が手を挙げるべきだろうと思いますしですね。それをじっと待っとくんじゃなくて、それぐらいのやっぱり情熱がないと、トップというのは受けるべきじゃないかなと思ってます。人に押されてなるというよりもやっぱり自分にしっかり信念を持って、自分なりの考えが当然そういう方にはあると思いますのでね、それはそういう形で私の結果を待つんじゃなくて、そういう行動に出られてもいいんじゃないかなと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 只松議員。
- ○8番(只松秀喜君) いろいろとありがとうございました。 これで私の質問を終わります。
- ○議長(阿部文俊君) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。

~~~~~~

散会 午前11時37分